第二章　地域公共交通計画の作成及び実施
第一節　地域公共交通計画の作成（第十条―第十条の二）
第二節～第六節　（略）
第七節　地域旅客運送サービス継続事業（第三十三条―第三十六条の五）
第八節　貨客運送効率化事業（第三十六条の六―第三十六条の十二）
第九節　地域公共交通利便増進事業（第三十六条の十三―第三十六条の二十三）
第三章　（略）
第三章の二　新モビリティサービス事業（第四十四条の二―第四十四条の五）
第四章　（略）
附則
（法第二条第二号ハの国土交通省令で定める者）
第二条　法第二条第二号ハの国土交通省令で定める者は、道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）第四十九条第二号に規定する福祉有償運送を行う者（同条第一号に規定する交通空白地有償運送を行う者を除く。）とする。
（法第二条第六号の国土交通省令で定める措置）
第二条の二　（略）
２　（法第二条第十一号の国土交通省令で定める選定の方法）
第九条の二　法第二条第十一号の国土交通省令で定める方法は、公募とする。
２　前項の規定による公募は、当該公募の実施に関する方針（次項において「実施方針」という。）を示して行うものとする。
３　実施方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
一　地域旅客運送サービス継続事業を実施する区域
二　地域旅客運送サービス継続事業を実施する路線等において現に実施されている特定旅客運送事業の状況
三　前号の路線等において地域旅客運送サービスの維持を図るために引き続き実施する運送（次号及び第八号において「継続旅客運送」という。）に係る運送機関の種類、態様その他の内容
四　継続旅客運送を実施する者の要件
五　地方公共団体による支援の内容
六　地域旅客運送サービス継続事業の実施予定期間
七　公募の期間
八　継続旅客運送を実施する者の選定の方法
九　前各号に掲げるもののほか、公募の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項
（法第二条第十三号トの国土交通省令で定めるもの）
第九条の三　法第二条第十三号トの国土交通省令で定めるものは、異なる公共交通事業者等の間の旅客の乗継ぎを円滑に行うための運行計画の改善（同号ホに掲げるものに該当するものを除く。）、交通結節施設における乗降場の改善、旅客の乗継ぎに関する分かりやすい情報提供、ＩＣカード又は二次元コードの導入その他の地域公共交通の利用を円滑化するための措置（同号イからヘまでに掲げるものと併せて行うものに限る。）とする。
（削る）
（削る）

第二章　地域公共交通網形成計画の作成及び実施
第一節　地域公共交通網形成計画の作成（第十条）
第二節～第六節　（略）
（新設）
（新設）
第七節　地域公共交通再編事業（第三十三条―第三十六条の七）
第三章　（略）
（新設）
第四章　（略）
附則
（新設）

（法第二条第六号の国土交通省令で定める措置）
第二条　（略）
２　（新設）

（法第二条第十一号の国土交通省令で定めるもの）
第九条の二　法第二条第十一号の国土交通省令で定めるものは、次に掲げるいずれかのものとする。
一　特定旅客運送事業に係る路線、運行系統若しくは航路又は営業区域の編成の変更
二　他の種類の旅客運送事業への転換